



健感発 0402 第 3 号
薬生食検発 0402 第 3 号
令和 2 年 4 月 2 日

出入国在留管理庁総務課長 殿

出入国在留管理庁出入国管理部
出入国管理課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長



新型コロナウイルス感染症の流行地域の追加について（協力依頼）

日頃より、検疫業務に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国（湖北省及び浙江省）、大韓民国（大邱広域市、…及び軍威郡）、イラン・イスラム共和国（全域）、欧州（アイルランド、…及びサンマリノ）に滞在した者を確認するため、「新型コロナウイルス感染症の流行地域の追加について（協力依頼）」（令和2年3月26日健感発0326第6号・薬生食検発0326第3号厚生労働省健康局結核感染症課長ほか連名通知）により検疫対応について協力依頼を実施し、ご協力いただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の流行地域の拡大に伴い、流行地域の一部追加を行い、検疫所では、別紙に記載の流行地域における14日以内の滞在歴について確認することとなりました。

流行地域における14日以内の滞在歴がない場合においては、検疫所より「青い紙」を配布し、14日以内の滞在歴がある者を確認した場合においては「赤い紙」を配布した上で、詳細に症状等を確認することとしています。

貴庁におかれましては、各地方出入国在留管理局に対して、流行地域からの航空機、客船（貨客船及び高速船を含む）について、「青い紙」、「赤い紙」を所持していない場合には、検疫所における確認を受けていないため、検疫所に差戻し、また、「青い紙」を所持している場合には、過去14日以内に流行地域に滞在したかどうかを尋ねた上で、過去14日以内に流行地域に滞在していないことを確認し、滞在歴が確認できた場合には検疫所への差戻しについて協力を依頼していただきますようお願いいたします。